



酒類業組合等自己チェック票

実施日	年	月	日
実施者	F04		

内 容		検討結果 1：適 2：否	参考法令						
定 款 等	定款を各事務所に保管しているか。		法28条						
	組合員名簿を主たる事務所に保管しているか。		法28条						
	総会及び理事会の議事録を主たる事務所に10年間（従たる事務所は謄本を5年間）保管しているか。		法28条						
	定款の変更を要すべき事実は適切に処理されているか。		法38条						
	組合員名簿に次の事項が記載されているか。	/	法29条						
	(イ) 氏名又は名称及び住所								
	(ロ) 酒類の製造場又は販売場の所在地								
	(ハ) 製造、移出若しくは販売する酒類の品目又は販売業の業態								
(ニ) 加入の年月日									
業 務 関 係	定款に定める役員数を置いているか。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">現役員数</td> <td style="padding: 2px;">理事</td> <td style="width: 40px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">監事</td> <td></td> </tr> </table>	現役員数	理事			監事			法16条
	現役員数	理事							
		監事							
	理事2人以上及び監事1人以上か。		法23条						
	役員は総会の議決によって選任されているか。		法23条の3						
役員の任期は3年を超えていないか。		法24条							
組合を代表する理事の変更は登記されているか。 ※ 再任の場合でも変更の登記が必要となることに留意。		法61条							
理 事 会 関 係	組合を代表する理事は、理事会の議決で選任されているか。		法25条						
	組合の業務の執行は、理事会で決定されているか。		法25条						
	理事会の招集は、定款の定めに従い適切に行われているか。 ※ 定款に通知省略について定めている場合は、これによる。		法26条						
	理事会には、現に就任している理事の過半数が出席しているか。 ※ 書面決議、代理人の出席は認められないことに留意。 ※ 定款に定めがある場合は、これによる。		法26条						
	理事会の議決は、出席した理事の過半数で決定されているか。 ※ 定款に定めがある場合は、これによる。		法26条						
	理事会の議事録を作成し、出席した理事全員の署名又は記名押印がなされているか。		法26条 規4条の3						
	理事会での議決事項は、総会に提出する議案又は業務の執行に関して必要な事項であるか。								



内 容		検討結果 1：適 2：否	参考法令													
業 務 関 係	総 会 関 係	通常総会の開催は、定款で定める期間内に行われているか。	法34条													
		総会開催は、会日の10日前（定款に定めがある場合はその日）までに、書面によって、各組合員に通知しているか（電磁的方法も同じ）。 ※ 例えば7月15日が総会の会日の場合、会日の10日前は7月4日となる。	法34条													
		総会招集通知書には、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項をすべて項目別に記載しているか（電磁的方法も同じ）。	法34条													
		総会成立に必要な定足数は、定款に照らして問題ないか。 ※ 定款に定めがある場合のみであることに留意。														
		<table border="1"> <tr> <td>組合員総数</td> <td></td> <td>出席者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内代理人出席</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内書面出席</td> <td></td> </tr> </table>	組合員総数		出席者数				内代理人出席				内書面出席			
		組合員総数		出席者数												
				内代理人出席												
				内書面出席												
		議決権は、組合員別にカウントしているか（販売場別でカウントしていないか）。		法35条												
		代理人による議決権を行使する場合には、代理権を証する書面が提出されているか。また、代理人は、組合員の親族、使用人又はその他の組合員であるか。 ※ 定款に代理人の範囲を制限又は拡張する定めがある場合は、これによる。		法35条												
		総会の議事は、定款に特別の定めがある場合を除くほか、出席した組合員の議決権の過半数で決定されているか。		法36条												
		毎事業年度の事業計画並びに収支予算の設定及び変更その他定款で定める事項は、総会の議決を経ているか。		法37条												
		特別の議決を要する事項は、総組合員の半数以上が出席し、出席した組合員の3分の2以上の多数によって議決されているか。		法38条												
		総会の議事録に、議長及び出席した理事並びに監事の署名又は記名押印がなされているか。 ※ 定款に定めがある場合のみであることに留意。														
総代会を設ける組合の場合、																
<table border="1"> <tr> <td>(イ) 組合員数が200名を下回っていないか。</td> <td></td> <td>法39条の2</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 組合の総定数が、組合員の総数の10分の1（組合員の総数が1,000人を超える組合は100人）を下回っていないか。</td> <td></td> <td>法39条の2</td> </tr> </table>	(イ) 組合員数が200名を下回っていないか。		法39条の2	(ロ) 組合の総定数が、組合員の総数の10分の1（組合員の総数が1,000人を超える組合は100人）を下回っていないか。		法39条の2										
(イ) 組合員数が200名を下回っていないか。		法39条の2														
(ロ) 組合の総定数が、組合員の総数の10分の1（組合員の総数が1,000人を超える組合は100人）を下回っていないか。		法39条の2														
事業報告書、財産目録及び収支計算書（事業報告書等）は、通常総会の会日の2週間前までに監事に提出されているか。		法40条														
通常総会の会日の1週間前から事業報告書等及び監事の意見書を主たる事務所に備え付けてあるか。		法40条														
通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書等を税務署（国税局又は国税庁）を経由して財務大臣に提出しているか。		法87条の2														
組合員名簿及び会員名簿の記載事項に異動がある場合、又は役員の名、住所及び資格に異動がある場合は、通常総会の終了の日から2週間以内に事業報告書等と併せて税務署（国税局又は国税庁）を経由して財務大臣へ異動書を提出しているか。		法87条の2														



内 容		検討結果 1 : 適 2 : 否	参考法令
総会関係	組合員が死亡し、相続人に対して酒税法第19条第2項による相続適格通知がされていない間における総会において、		
	(イ) 被相続人あて又は商店名等で総会通知をしていないか。		
	(ロ) 相続予定者が総会に出席し、これを定足数に含めていないか。		
業務関係	加入申込方法又は加入の諾否について、定款に定めがある場合は、規定どおり運営されているか。		法11条
	相続による加入者については、当該加入者から加入の申出がなされているか。		法11条
	任意脱退者について、法定の予告期間（90日）を延長するような取扱いをしていないか。		法12条
	法定脱退の事由は適切か（組合員たる資格の喪失、死亡又は解散、除名）。		法13条
	組合費は、定款に基づいて賦課・徴収されているか。		法51条
	加入者から徴収する加入手数料の改定について、その経緯が議事録に明確に記載されているか。		法51条
	組合員名簿の加除、訂正等は適切に行われているか。		
その他	営利行為が行われていないか。		法5条
	監事は随時、会計帳簿の監査を行っているか。		法31条
	監事による業務及び監査は形式的なものになっていないか。		
	事業は、事業計画に基づいて実施しているか。		
財産関係	資産台帳を備え付けているか。		
	(イ) 資産台帳に、その取得年月日、取得価格等が記載されているか。		
	(ロ) 資本的支出に属する費用については、その年月日、価額等が記載されているか。		
	理事及び監事は財産の管理、保全を適切に行っているか。		
	土地・建物等、不動産の権利書等は適切に保管されているか。		
	償却資産の処分及びその後の措置等は適切か。		



内 容		検討結果 1：適 2：否	参考法令
会 計 処 理	会計処理規則を定めているか。		法16条
	会計帳簿、証拠書類等の備付け、保管状況等は適切か。		
	帳簿は適切に記載されているか。		
	現金、預金等の有高は、帳簿残高と符合するか。		
	組合役員、使用人等の給与・旅費等は、規定に基づき適切に支給されているか。また、源泉所得税処理は適切に行われているか。		
	予算は前年度決算（見込額）を参考として編成されたか。		
	予算と決算とに大幅な差異はないか。		
	酒類販売管理研修に関する会計は適正か。		
支部会計の状況を適切に把握しているか。			

- (注) 1 毎事業年度、自己チェックを行い、事業報告書等と併せて提出してください。
2 各項目の検討結果欄は、自己チェックの結果により該当する数字を記載してください。